

## 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について

公平委員会の事務の委託に関する規約を定めることについて、別紙規約により沖縄県北部医療組合と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

公平委員会の事務の委託に関する規約を定めることについて、沖縄県北部医療組合と協議するには、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 沖縄県北部医療組合と沖縄県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

**第1条** 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、沖縄県北部医療組合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を沖縄県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

**第2条** 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則及び人事委員会規則その他の規程の定めるところによる。

(経費)

**第3条** 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

**第4条** この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

### 附 則

この規約は、当該公平委員会の委託事務の費用に関する協議書が締結された日から施行する。

## 沖縄県人事委員会委員の選任について

下記の者を沖縄県人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 池 田 修

生年月日 [REDACTED]

令和5年6月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

人事委員会委員1人が令和5年7月18日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について

下記の者を沖縄県収用委員会委員及び予備委員に任命したいので、議会の同意を求め  
る。

### 記

#### 委 員

住 所

[Redacted]

氏 名 高 良 祐 之

生年月日

[Redacted]

住 所

[Redacted]

氏 名 仲 里 豪

生年月日

[Redacted]

#### 予備委員

住 所

[Redacted]

氏 名 大 城 真 也

生年月日

[Redacted]

令和5年6月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 理 由

収用委員会委員2人が令和5年7月28日に任期満了するほか、予備委員1人が令和5年7月28日に辞職するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 沖縄県公安委員会委員の任命について

下記の者を沖縄県公安委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

### 記

住 所



氏 名 阿波連 光

生年月日



令和5年6月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 理 由

公安委員会委員1人が令和5年7月28日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第13号議案

## 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

#### 理 由

地方税法の一部が改正され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕



(別紙)

## 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に改める。

第58条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「第10項」を「第14項」に改める。

附則第12条の2第1項中「令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同条第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第17条の7第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から350万円を控除して得た額」とする。

附則第17条の7第5項を削り、同条第6項中「（施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。）」を削り、「第4条の11第17項」を「第4条の11第12項」

に、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。） 、バス（施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。） 又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第13項に規定するものに限る。） で初回新規登録を受けるものに対する第139条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。） 」とあるのは、「（という。） から175万円を控除して得た額」とする。

附則第19条第1項中「いう。以下この条」を「いう。次項第2号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第1号中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「（自家用の乗用車を除く。） 」及び「、当該自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。） 」に、「第5条の2第7項」を「第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「第5条の2第8項」を「第5条の2第3項」に改め、同項第5号中「第5条の2第9項」を「第5条の2第4項」に改め、同項第6号中「第5条の2第10項」を「第5条の2第5項」に改め、同項に次の表を加える。

--	--	--

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円

	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円 15,100円	2,000円 4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円 20,600円	3,000円 5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円 14,500円 17,500円 20,000円 22,500円 25,500円 29,000円	3,000円 4,000円 4,500円 5,000円 6,000円 6,500円 7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円 32,000円 38,000円 44,000円 50,500円 57,000円 64,000円	7,000円 8,000円 9,500円 11,000円 13,000円 14,500円 16,000円
第1項第3号イ	33,000円 41,000円 49,000円 57,000円 65,500円 74,000円 83,000円	8,500円 10,500円 12,500円 14,500円 16,500円 18,500円 21,000円
第1項第4号	4,500円 6,000円	1,500円 1,500円
第2項第1号	3,700円 4,700円 6,300円	1,000円 1,200円 1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円

	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

附則第19条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第140条第1項」を「第140条第1項第1号ア及び第4号ア」に改め、「当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項」を「次」に改め、同項第1号中「第5条の2第11項」を「第5条の2第6項」に改め、同項第2号中「第5条の2第12項」を「第5条の2第7項」に改め、同項第3号中「第5条の2第13項」を「第5条の2第8項」に改め、同項に次の表を加える。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

附則第19条第6項を同条第3項とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の附則第12条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の附則第17条の7の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 改正後の附則第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

乙第14号議案

## 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

### 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例（別紙）

#### 理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕



(別紙)

## 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

乙第15号議案

## 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

### 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）（別紙）

#### 理 由

低所得のひとり親世帯への生活支援に要する経費を早急に予算補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

## 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）

令和5年度沖縄県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に444,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ868,615,540千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		千円 224,706,532	千円 444,540	千円 225,151,072
	2 国庫補助金	171,335,277	444,540	171,779,817
歳 入 合 計		868,171,000	444,540	868,615,540
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 130,303,209	千円 444,540	千円 130,747,749
	2 児童福祉費	41,340,483	444,540	41,785,023
歳 出 合 計		868,171,000	444,540	868,615,540

